

亀山市告示第58号

亀山市創業・再挑戦資金融資制度保証料補給要綱等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市創業・再挑戦資金融資制度保証料補給要綱等の一部を改正する告示

(亀山市創業・再挑戦資金融資制度保証料補給要綱の一部改正)

第1条 亀山市創業・再挑戦資金融資制度保証料補給要綱(平成25年亀山市告示第129号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附 則 (失効) 2 この告示は、 <u>令和12年3月31日</u> 限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に融資機関から貸付資金を借り受け、当該融資が実行された後3月以内に保証料が支払われた場合における保証料の補給及びその返還については、なお従前の例による。	附 則 (失効) 2 この告示は、 <u>令和8年3月31日</u> 限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に融資機関から貸付資金を借り受け、当該融資が実行された後3月以内に保証料が支払われた場合における保証料の補給及びその返還については、なお従前の例による。

(亀山市創業資金利子補給金交付要綱の一部改正)

第2条 亀山市創業資金利子補給金交付要綱(平成29年亀山市告示第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(利子補給の対象者)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 市長は、前項の規定にかかわらず、市町村税又は次の各号のいずれかの市の歳入を滞納している者を対象者とし、しないことができる。</p> <p>(1) 亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例（平成27年亀山市条例第1号）に規定する利用者負担額等</p> <p>(2) ～ (6) [略]</p> <p>附 則</p> <p>(失効)</p> <p>2 この告示は、<u>令和12年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に融資機関から貸付資金を借り受け、第5条の規定による利子補給の対象期間内に当該貸付資金に係る利子が支払われた場合における利子補給金の支給については、なお従前の例による。</p>	<p>(利子補給の対象者)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 市長は、前項の規定にかかわらず、市町村税又は次の各号のいずれかの市の歳入を滞納している者を対象者とし、しないことができる。</p> <p>(1) 亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例（平成27年亀山市条例第30号）に規定する利用者負担額等</p> <p>(2) ～ (6) [略]</p> <p>附 則</p> <p>(失効)</p> <p>2 この告示は、<u>令和8年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に融資機関から貸付資金を借り受け、第5条の規定による利子補給の対象期間内に当該貸付資金に係る利子が支払われた場合における利子補給金の支給については、なお従前の例による。</p>
<p>備考 表中の [ ] の記載は注記である。</p>	

(亀山市空き店舗等活用支援事業補助金交付要綱の一部改正)

第3条 亀山市空き店舗等活用支援事業補助金交付要綱（平成30年亀山市告示第92号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p data-bbox="352 286 453 322">附 則</p> <p data-bbox="309 353 400 389">(失効)</p> <p data-bbox="266 421 807 703">2 この告示は、<u>令和12年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に補助金の交付を受けた者に係る補助金の返還については、なお従前の例による。</p>	<p data-bbox="948 286 1048 322">附 則</p> <p data-bbox="904 353 995 389">(失効)</p> <p data-bbox="861 421 1402 703">2 この告示は、<u>令和8年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に補助金の交付を受けた者に係る補助金の返還については、なお従前の例による。</p>

附 則

この告示は、公表の日から施行する。